

国海内第235号  
令和7年3月7日

各地方運輸局長 殿  
神戸運輸監理部長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

海事局長

内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業の登録等の事務取扱要領  
について

海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）により人の運送をする貨物定期航路事業及び人の運送をする不定期航路事業の届出制度の見直しが行われ、令和7年4月1日より施行される改正後の海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第20条の規定として貨客定期航路事業が、法第22条の規定として一般不定期航路事業がそれぞれ創設されたところ。

これに伴い、内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業の登録等の事務取扱要領について定めたので、適切に運用されたい。

なお、本件については、一般社団法人日本旅客船協会会長あて、別添のとおり通知しているので申し添える。

## 内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業の登録等の事務取扱要領

### 1. 登録申請における確認項目

- (1) 住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）
- (2) 法人である場合は、その役員の氏名  
定款及び登記事項証明書を提出させること。
- (3) 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離又は水域
  - ① 内航貨客定期航路事業について  
(ア) 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離
  - ② 内航一般不定期航路事業について  
(旅客船を使用する場合)  
(ア) 航路の起点、寄港地及び終点  
(非旅客船を使用する場合)  
(ア) 航路が一定のものにあっては、航路の起点、寄港地及び終点  
(イ) もっぱら一定の水域において運航するものにあっては、その水域の名称
  - ③ 航路図又は水域図をもって明示させること。
- (4) 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
- (5) 当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置  
以下の内容を記載させるとともに、その使用権原を有していることについて誓約書をもって確認すること。
  - ① 係留施設の名称及び位置  
岸壁、棧橋、ポンツーン等について記載させること。
  - ② 水域施設の名称及び位置  
航路（水域）及び泊地（該当があれば）について記載させること。
  - ③ 陸上施設の名称及び位置  
待合所、営業所、駐車場、乗降施設について記載させること。
- (6) 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - ① 法人である場合に限る。
  - ② 密接関係法人とは以下のとおり。
    - (ア) 親会社等
      - ・ 申請者（株式会社である場合）の議決権の過半数を所有している者
      - ・ 申請者（持分会社である場合）の資本金の2分の1を超える額を出資している者
      - ・ 申請者の事業の方針の決定に関して、上記に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

(イ) 子会社等

- ・ 申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ・ 申請者がその資本金の2分の1を超える額を出資している持分会社
- ・ 事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

(ウ) グループ内別会社等

- ・ 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
- ・ 親会社等がその資本金の2分の1を超える額を出資している持分会社
- ・ 事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

(7) 使用船舶の明細

- ① 海上運送法施行規則第一号様式(使用船舶明細書)をもって記載させること。
- ② 使用船舶に関する資料として、以下を提出させること。
  - (ア) よう船の場合は、契約書の写し又はそれに代わる書類
  - (イ) 船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書の写し
  - (ウ) 船舶検査証書の写し
  - (エ) 船舶検査手帳の写し

(8) その他の開始しようとする事業の概要(内航一般不定期航路事業に限る)

開始しようとする事業の概要として以下の内容を記載させる。

- (ア) 運航の時季又は運航年月日
- (イ) 航路ごとの各港間の所要時間(水域の場合は、想定される最大所要時間)
- (ウ) 乗合旅客の運送か貸切旅客の運送の別
- (エ) 通勤・通学もしくは観光客等の主要旅客の概要

(9) 運航日程及び運航時刻(内航貨客定期航路事業に限る。)

- ① 運航日程
- ② 運航時刻

(10) 運航開始予定期日(内航貨客定期航路事業に限る。)、事業開始の年月日(内航一般不定期航路事業に限る。)

(11) 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨客定期航路事業または内航一般不定期航路事業を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

当該運送に係る契約書の写し又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類を提出させること。

(12) 登録の拒否要件の確認

申請者及び法人にあってはその役員全員分((2)で記載される役員全員をいう。)の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面をもって確認すること。

(13) 船客傷害賠償責任保険

- ① 5. に規定する保険契約（又は共済契約）が締結されている又は締結する計画があることを確認すること。
- ② (11) のみに該当する場合は、①の確認を要しない。

## 2. 標準処理期間

1. の確認に要する期間は1か月とする。

## 3. 登録の実施

### (1) 登録番号の付与

- ① 新たに登録を行った場合は、次の例により登録番号を付与すること。
  - ・ 内航貨客定期航路事業 …… ○○貨客第□□□□号
  - ・ 内航一般不定期航路事業 …… ○○一不第□□□□号

(注)「○○」は、北海道運輸局にあつては「北海」、東北運輸局にあつては「東北」、関東運輸局にあつては「関東」、北陸信越運輸局にあつては「新潟」、中部運輸局にあつては「東海」、近畿運輸局にあつては「近畿」、神戸運輸監理部にあつては「神戸」、中国運輸局にあつては「中国」、四国運輸局にあつては「四国」、九州運輸局にあつては「九州」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄」とする。

「□□」は、地方運輸局等ごとに一連番号を付与すること。

- ② 9. により登録の抹消を行った場合は、その登録番号は欠番とし、他の登録に使用しないこと。

### (2) 登録通知書

新たに登録を行った場合は、(1)により付与した登録番号を記載したうえで、申請者に対し、通知を行うこと。

なお、申請者が登録を受けるにあたり、登録1件あたり15,000円の登録免許税が発生するので、登録日より1月後を納期限とし、登録通知と併せて通知を行うこと。

### (3) 登録簿

新たに登録を行った場合は、事業区分に応じ、海上運送法施行規則第7号様式（貨客定期航路事業者登録簿）又は第8号様式（一般不定期航路事業者登録簿）の登録簿に登録すること。登録簿は、各地方運輸局等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表すること。

## 4. 登録の拒否

法第19条の9第1項各号に掲げる登録の拒否要件のいずれかに該当する場合は、登録を拒否するものとする。この場合においては、登録拒否通知書により申請者に通知すること。

## 5. 船客傷害賠償責任保険

運航（事業）開始の日までに、旅客定員 1 人あたりの保険金額が 5,000 万円以上とする保険契約（又は共済契約）を締結させること。また、保険契約の次に掲げる事項について報告させること。（1.（11）のみに該当する場合を除く。）

- （ア） 保険の名称
- （イ） 保険の期間
- （ウ） 旅客定員 1 人あたりの保険金額
- （エ） 保険者の名称

## 6. 運送約款（例）

利用者の用に供するため、運送約款（例）を別添のとおり定めたので、事業者の指導等に活用すること。

## 7. 変更の届出

### （1） 確認項目

変更となる内容について、1.（1）から（5）及び（7）から（13）の取扱いに準じて確認をすること。（この場合、定款及び登記事項証明書は要しない。）なお、1.（12）について、新任の役員に関する確認をすること。また、1.（13）について、保険契約（又は共済契約）が締結されていることを確認すること。

### （2） 登録簿の取扱い

変更の届出があった事項を、3.（3）で作成した登録簿に登録すること。

## 8. 承継

### （1） 確認項目

#### <譲渡譲受>

- ① 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）
- ② 法人である場合は、その役員の氏名
- ③ 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - （ア） 法人である場合に限る。
  - （イ） 密接関係法人とは1.（6）②のとおり。
- ④ 譲渡譲受に係る当該事業の概要及び譲渡譲受価格
  - （ア） 登録番号
  - （イ） 1.（3）から（5）、（7）から（9）及び（11）から（13）の内容
  - （ウ） 譲渡譲受価格
- ⑤ 譲渡譲受の年月日
- ⑥ 譲渡譲受を必要とした理由
- ⑦ 登録の拒否要件の確認

（添付書類）

- (ア) 譲渡譲受に係る契約書の写し
- (イ) 譲渡譲受価格説明書
- (ウ) 譲受人が法人である場合は、定款及び登記事項証明書
- (エ) 譲受人及び法人にあってはその役員全員分（②で記載される役員全員をいう。）の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (オ) 譲渡譲受に係る当該事業の使用船舶が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該船舶を譲受人が使用することの同意書

<相続>

- ① 住所及び氏名
- ② 被相続人の住所及び氏名並びに被相続人との続柄
- ③ 承継した当該事業の概要
  - (ア) 登録番号
  - (イ) 1. (3) から (5)、(7) から (9) 及び (11) から (13) の内容
- ④ 申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名
- ⑤ 相続に伴う当該事業に属する財産に関する権利義務の変動
- ⑥ 申請者が当該事業を相続した理由
- ⑦ 被相続人の死亡年月日
- ⑧ 登録の拒否要件の確認

(添付書類)

- (ア) 戸籍謄本
- (イ) 申請者の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (ウ) 相続に係る当該事業を申請者が相続することに対する申請者以外の相続人の同意書

<合併（分割）>

- ① 当事者の住所、名称及び代表者の氏名
- ② 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人の住所、名称及び代表者の氏名
- ③ 役員の氏名
- ④ 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
密接関係法人とは1. (6) ②のとおり。
- ⑤ 合併（分割）に係る当該事業の概要
  - (ア) 登録番号
  - (イ) 1. (3)、(5)、(7) から (9) 及び (11) から (13) の内容
- ⑥ 合併（分割）の年月日
- ⑦ 合併（分割）を必要とした理由
- ⑧ 合併（分割）の方法及び条件
- ⑨ 登録の拒否要件の確認

(添付書類)

- (ア) 合併（分割）契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書
  - (イ) 定款及び登記事項証明書（合併（分割）後に当該事業を承継する法人が現に当該事業を営んでない場合に限る。）
  - (ウ) 合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類
  - (エ) 申請者及び役員全員分（③で記載される役員全員をいう。）の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 標準処理期間
- (1) の確認に要する期間は7日とする。
- (3) 登録簿の取扱い
- (1) の確認を行ったときは、申請書に記載された事項を、3.(3)で作成した登録簿に登録すること。
- (4) 法第19条の9第1項各号に掲げる登録の拒否要件のいずれかに該当する場合の取扱い
- 承継拒否通知書により申請者に通知すること。

## 9. 登録の抹消

事業の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、事業の廃止の日及び登録の取消しの日をもって、3.(3)の登録簿から抹消すること。

## 10. 航路不定の取扱い

一定の航路に旅客船を就航させて事業を営む場合は、法第3条第1項の規定に基づく一般旅客定期航路事業の許可、第19条の6第1項の規定に基づく特定旅客定期航路事業の許可又は第21条第1項の規定に基づく旅客不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）の許可の手続を要する。

一方、航路を特定せずに、すなわち航路不定で事業を営む場合には上記の許可を要せず、法第22条第1項の規定に基づく一般不定期航路事業の登録の手続で足りる。

この場合、航路不定とは、一つの航路を反復継続して行うとは言えない運航を行っている状態をいい、具体的には、年1回のクルーズ運航、チャータークルーズ運航等が想定される。

従って、年に複数回同じ航路を運航する場合は、原則として航路が一定であると考えられるが、陸上の貸切バスやタクシーのように利用者の意向によってその都度行き先が変わるような事業形態（旅行代理店との随時貸切契約による場合も含む。）

については、結果として以前に運航した航路と同一の航路を運航することになったとしても、航路は不定であると考え。但し、このような事業形態であるとしても、同一の航路に就航することが度重なる場合は、一の航路を反復継続して運航するものであることから、一定の航路における事業となる。

また、一定の航路に旅客船を就航させて事業を営んでいるもののうち、短期間のみその事業に従事する場合が一定存在するところ、年間3日以内<sup>(※1)</sup>の運送<sup>(※2)</sup>は、一定の航路<sup>(※3)</sup>における運送とは扱わず、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可を得る必要がなく、法第22条第1項の規定に基づく一般不定期航路事業の登録により事業を行うことができる<sup>(※4)</sup>。

この場合、1.(8)(ア)に運航年月日を明記させること。変更が生じた場合も同様とする。

(※1) 1日当たりの運送回数は問わない。

(※2) イベントや行事に伴うものか否かは問わず、また、有償無償は問わない。

(※3) 「一定の航路」とは、航路に反復性・定型性がある航路をいう。すなわち、航路に反復性・定型性がなくバラバラなもの、また、パターン化されているものの一定とまでは言えないもの(反復回数が少ないもの)は航路不定となる。

(※4) 一般旅客定期航路事業に対するクリームスキミングとなる恐れがあるものを除く。

附則(令和7年3月7日国海内第235号)

1. 本通達は、令和7年4月1日から適用する。

(別添)

## 貨客定期航路事業及び一般不定期航路事業に係る運送約款（例）

### 第1章 総則

#### （適用範囲）

第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

#### （定義）

第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。

2 この運送約款で「小児」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。

3 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品

(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）

(3) 身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）

4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

### 第2章 運送の引受け

#### （運送の引受け）

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法

律第114号)による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。)又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

(3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品(第2条第3項第2号及び第3号に掲げるものを除く。

以下この項において同じ。)を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めるときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(2) 銃砲、刀剣、その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(4) 遺体

(5) 生動物(第2条第3項第3号に掲げるものを除く。)

(6) その他運送に不相当と認められるもの

3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の

#### 輸送を行う場合

- (4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合
- (5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合
- (6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合
- (7) 旅客が第8条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合
- (8) 官公署の命令又は要求があった場合

#### 第3章 運賃及び料金

##### (運賃及び料金の額等)

第6条 旅客（自動車航送を行う場合にあっては、自動車航送に係る自動車の運転者を除く。）及び手回り品の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、別に公示する運賃及び料金によります。

- 2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定制の座席又は寝台を1人で使用する場合の運賃及び料金については、この限りではありません。
  - (1) 1歳未満の小児
  - (2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小児（団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）
- 4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。
- 5 第2条第3項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

##### (運賃及び料金の收受)

第7条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を收受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

- 2 当社は、旅客が船長又は当社の係員（以下「船員等」という。）の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。
- 3 自動車航送を行う場合であって、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、当社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

#### 第4章 旅客の義務

##### (旅客の禁止行為等)

第8条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。

- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
  - (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
  - (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
  - (5) みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
  - (6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
  - (7) みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
  - (8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
  - (9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
  - (10) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
  - (11) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
  - (12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。
- 2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。
- 3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第9条 旅客は、船室に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

(旅客名簿への記載)

第10条 旅客は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第22条第5項において準用する同法第15条に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

- (1) 氏名
- (2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分
- (3) 性別
- (4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
  - ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名
  - イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号
- (5) 乗船の日時及び港並びに下船の港
- (6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

## 第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第11条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設（改札口があ

る場合にあつては、改札口。以下同じ。)に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当社又はその使用人に故意又は過失があつたことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 当社が第5条の規定による措置をとつたことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第12条 当社は、前条第1項(同条第2項において当社が免責される場合を除く。)に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。)1人につき、てん補する額の限度額を5,000万円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償請求)

第13条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。